

法令等遵守の体制

コンプライアンス（法令等遵守）とは、法令やルールを厳格に遵守することはもとより、さらには社会的規範を全うすることをいいます。

金融機関にはその社会的機能から高い公共性を求められており、コンプライアンスへの取組みが一層重要となっています。

当金庫では、「法令等遵守委員会」、さらに「リスク管理・コンプライアンス統括室」を設置し、法令等遵守の体制強化に努めています。また「稚内信用金庫行動綱領」、「法令等遵守マニュアル」、「公益通報者保護に関する規程」を制定し、役職員一人一人が地域金融機関としての社会的使命と高い公共性を常に自覚するとともに、責任ある健全な業務運営の遂行に努め、法令等遵守の浸透・定着を図っています。

また、毎年度コンプライアンスを実現するためのコンプライアンス・プログラムを策定し、「コンプライアンス教育研修」等を実施しています。



「ハラスメントについて」
講師：北彩都法律事務所 弁護士 小門 史子 氏
得意先担当者会議（2018年9月20日）



「マネー・ローndリング及びテロ資金対策について」
講師：北海道財務局 金融監督官 福島 俊一 氏
営業店長会議（2018年10月19日）



交通安全並びに金融防犯教室（2018年11月15日）
（稚内警察署のご協力により1976年より実施）
交通安全宣言する当金庫職員



交通安全に係る街頭啓発（2018年6月15日）

【稚内信用金庫行動綱領】〈序文〉

稚内信用金庫（以下、金庫という。）は、高い公共性を有し、地域の中小企業と地域住民のための協同組織の金融機関として、業界が掲げる〈中小企業の健全な発展〉、〈豊かな国民生活の実現〉、〈地域社会繁栄への奉仕〉の三つのビジョンの下、その社会的使命を自覚し地域の発展のために尽力してきた。

これからも、その社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するため、茲に行動綱領を定める。

2018年度コンプライアンス・プログラム達成状況	
施策	実施の方法および時期等
1.経営の関与 【理事会】【常務会】 ・コンプライアンス・プログラムの決定 ・コンプライアンス・プログラムの進捗、達成状況の報告 ・重要事象の報告に係る検証 【常務会】 ・経営陣の営業店訪問による業務実態の把握 (役員の定例検査講評立会い、各種意見交換会への参加)	・第618回定例理事会(2018年2月27日)にて決定 ・第623回定例理事会(2018年10月30日)にて進捗状況を報告、第626回定例理事会(2019年4月12日)にて達成状況を報告 ・該当なし ・理事長による店舗巡回訪問(23店舗、延120回) ・専務理事ほか常務会メンバーによる営業店訪問(全店舗、延393回)
2.遵守態勢の充実・強化 【法令等遵守委員会】 ・交通事故報告、相談・苦情、事務事故等の対応 【リスク管理・コンプライアンス統括室】 ◇重点策 ・犯取法に基づく取引時確認、疑わしい取引等の実務対応指導(資金洗浄等防止対応強化) ・指名によるリスク管理・コンプライアンス統括室での研修(支店長代理、調査役等中堅管理職への教育指導) ◇その他 【全部店】 ・リスク要因等共有のための監事、検査部との意見交換 ・総務部長指名による強制職場離脱の実施 ・交通安全並びに防犯教室等の開催、安全運転講習等の受講 ・警察当局や顧問弁護士との講習会、意見交換会等を開催 ・反社会的勢力および特殊詐欺等への対応指導	・随時、法令等遵守委員会を開催(19回) ・交通事故・違反報告(16件) ・相談・苦情等記録(11件)、オペレーション・リスク報告書(23件)の内容に対し、発信文書による注意喚起、個別指導等、随時対応 ・全店舗 延24回実施(合同会議含む) ・取引時確認の厳格化、不正取引への営業店対応 ・業務上のコンプライアンス指導、内部管理態勢、リスク管理上の留意点等に関して相談苦情事例等を用いた個別指導 ・セミナー「マナー・ローンダリング及びテロ資金対策について」開催(北海道財務局金融監督官(第152回営業店長会議)) ・金庫内で発生した事務ミス等の事例をもとに、被指名者との意見交換(6名実施) ・疑わしい取引事例に基づく営業店役員者への個別指導(随時実施) ・疑わしい取引の分析・蓄積(24件) ・随時意見交換、情報を共有 ・8店舗9名実施(交差勤務3名含む) ・5営業口以上連続職場離脱 278名(延376名)実施、実施率135.3% *業務点検の結果「問題なし」 ・交通安全並びに金融防犯教室 (稚内地区 11/15開催、旭川地区 11/29開催) ・夏秋冬安全運転講習(旭川地区8/7開催 3名参加) ・氷上クワッド体験走行会(稚内2/2開催 5名参加) ・振り込め詐欺被害防止啓発運動(各警察署協力のもと各店舗にて実施) 4/13(南)、6/15(富岡)、8/15(北、枝幸)、10/15(東、枝幸)、12/14(本店営業部、枝幸)、2/15(南、天塩) ・護身術について(利札地区9/1開催(容形駐在所協力)) ・反社会的勢力等に係る実務対応訓練(2店舗実施)他、マネロン・特殊詐欺被害防止等指導(16店舗実施) ・外国送金に係るマネロン等対策連携(資金証券部)
3. 諸規程類 【規程・マニュアル等の整備】	・法令等遵守委員会にて規程・要領等の制定・改正を協議(15件)
4. 遵守管理 【コンプライアンス実践の検証】	・監事による業務監査 営業店監査(全営業店実施) ・検査部による定例検査(全営業店及び本部各部室実施) ・リスク管理・コンプライアンス統括室および各部による業務観察(全営業店、延198回実施)
5. 研修体制 【コンプライアンス教育・研修】 ◇人事教育計画 ・全信協等主催研修への派遣 ・内部集合研修 ・通信教育(全信協通信講座) ◇職場研修 ・業務関連研修 (顧問弁護士等からのレクチャー)	・全信協、北信協主催研修 合計27講座 60名受講 ・マネロン対策関連研修会(財務局、全信協等主催) 合計5講座 4名出席 ・新入職員研修(3月、10月開催)、 「てっぺん塾」主催セミナーへの参加(計6回 延206人) ・必修講座95名、任意講座138名受講 ・「公正証書遺言について」松崎公一司法書士(札幌地区 6/14開催 3店舗20名参加) ・「民法改正セミナー」小田大輔弁護士(北信協 7/4開催 13名参加) ・「ハラスメントについて」小門史子顧問弁護士(旭川地区 8/4開催 3店舗27名参加) (得意先担当者会議 9/20開催 51名参加)

2019年度コンプライアンス・プログラム		
項目	実施計画の具体的施策	実施時期
1. 経営の関与	【理事会】【常務会】 ・次年度コンプライアンス・プログラムの決定 ・コンプライアンス・プログラムの進捗、達成状況の報告 ・重要事象の報告に係る検証	第4四半期
	【常務会】 ・経営陣の営業店訪問による業務実態の把握 (役員の定例検査講評の立会い、各種意見交換会への参加)	随時
2. 遵守態勢の充実・強化	【法令等遵守委員会】 ・交通事故報告、相談・苦情、事務ミス等の対応	随時
	【リスク管理・コンプライアンス統括室】 ・リスクベースアプローチ※を用いたリスク管理に係る実務対応指導 営業店訪問による内部集合研修の実施 指名によるリスク管理・コンプライアンス統括室での研修	
	【総務部】 ・総務部長指名による強制職場離脱の実施	
	【全部店】 ・マネロン等防止対策、反社会的勢力および特殊詐欺等への対応 ・交通安全並びに防犯教室等の開催、安全運転講習等の受講 ・警察当局や顧問弁護士との講習会、意見交換会等を開催	
3. 諸規程類 【規程・マニュアル等の整備】	・法施行、改正等に対応した規程、マニュアル等の見直し	適時
4. 遵守管理 【コンプライアンス実践の検証】	・監事による業務監査 ・検査部による定例検査 ・リスク管理・コンプライアンス統括室および各部による業務指導	随時
5. 研修体制 【コンプライアンス教育・研修】	・人事教育計画(全信協主催研修への派遣・内部集合研修、通信教育等) ・職場研修(顧問弁護士等からのレクチャー等)	随時

※リスクベースアプローチ/リスクを特定・評価し、そのリスクに見合った低減措置を講じること。

金融ADR制度への対応

[苦情処理措置]

当金庫は、お客さまからの苦情のお申出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は60～61ページ参照）またはリスク管理・コンプライアンス統括室（電話：0162-23-5131）にお申し出ください。

[紛争解決措置]

札幌弁護士会（電話:011-251-7730）、東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理・コンプライアンス統括室、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話:011-221-3273）または全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫リスク管理・コンプライアンス統括室にお問合わせ下さい。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども稚内信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともに、遵守事項を定め、お客さまからの信頼の向上に努めます。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。

また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

保険募集指針

当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正な保険募集を行うための方針として、「保険募集指針」を定めております。

詳しくは当金庫本支店の店頭ポスター、または当金庫ホームページをご覧ください。